

太田市議会基本条例評価・検証シート

(別紙)

「評価の段階」
 A:達成(概ねその目的をしたもの)
 B:一部達成(一部その目的を達成したもの)
 C:未達成(目的を達成できなかった)
 D:未着手(全く取り組んでいない)

「今後の取り組み」
 1:条文の内容とおり今後も取り組んでいく
 2:条文の内容の達成に向けて、今後の取り組みを検討する
 3:条文の改正を検討する
 4:その他

評価期間:平成27年4月26日～令和3年3月31日

章	条	見出し	条文	会派名	評価(会派)	評価(決定)	評価の理由	今後の取り組み(会派)	今後の取り組み(決定)	今後の課題、検討事項、改正案等
		前文	太田市議会(以下「議会」という。)は、日本国憲法に基づく二元代表制のもと、行政の執行権、議員の議決権及び市民の選択権を明確にし、これまでに以上に監視、調査、政策立案及び立法の機能を高め、地方自治の本旨の実現を目指すものである。 さらに、議会は、太田市の最高規範である太田市まちづくり基本条例(平成17年太田市条例第318号)に規定する議会の役割と責務に基づく公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めることが求められている。 よって、議会は、市長との関係においてチェック・アンド・バランス、すなわち相互の抑制と均衡を堅持しつつ、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、ここに太田市議会基本条例を制定する。			-	【取り組み状況】 ・前文は、本条例制定の趣旨、議会の役割や理念について規定したものであるため、評価対象外とする。 【課題・問題点】 ・より市民に伝わりやすい表現にするため、文言の整理を要する。		3	【改正案】 太田市議会(以下「議会」という。)は、日本国憲法に基づく二元代表制のもと、行政の執行権、議員の議決権及び市民の選択権を明確にし、さらに監視、調査、政策立案及び立法の機能を高め、地方自治の本旨の実現を目指すものである。 また、議会は、太田市の最高規範である太田市まちづくり基本条例(平成17年太田市条例第318号)に規定する議会の役割と責務に基づく公平及び公正かつ透明性の高い市政が実現されるよう努めることが求められている。 よって、議会は、市長と相互の抑制と均衡を堅持し、市民の負託に全力で応えることを決意し、ここに太田市議会基本条例を制定する。
第1章 総則	1条	目的	この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会活動及び議会運営の原則その他議会に関する基本的事項を定めることにより、市政に市民の意思を反映させ、議会の活性化を図り、市民に分かりやすい開かれた議会の実現を図ることを目的とする。	太田クラブ	B	-	【取り組み状況】 「太田クラブ」 ・議員として市民目線に立ち、一般質問等を通して意見を反映させている。 「創政クラブ」 ・評価対象外 「公明クラブ」 ・多くの議員が一般質問に臨んだり、市民の声を議会に活発に発言するような傾向にあり、活性化に繋がっていると評価できる。 「日本共産党」 ・議会報告会・意見交換会を開催し、開催の手法も随時見直し試行錯誤中。 ・議会傍聴の受付で住所・指名の記載不要に。議案記載の資料を配布。	1	3	「太田クラブ」 ・長期的な政権はメリットも多があるが、弊害も見られている。 「創政クラブ」 【改正案】 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会活動及び議会運営の原則その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、議会機能を強化し市民に分かりやすい開かれた議会の実現することで、市民の負託に応え、市政の発展に寄与することを目的とする。 「公明クラブ」 ・総則として、目的を明確にしているが、内容の達成については検討が必要ではないか。 「日本共産党」 ・傍聴者には議案の内容を分かりやすく記載した資料(委員会資料)を配付することが必要。 ・議会活性化には議会機能の強化が不可欠。そのためには、議員の発言権を最大限保障することが必要。
				創政クラブ	-		3			
				公明クラブ	B		2			
				日本共産党	C		2			
第2章 議会の責務と議員の活動原則	2条	議会の責務	議会は、市の議事機関であり、また市民の負託に基づく市民の代表機関としての役割を認識し、市の重要な政策決定を行うとともに、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について監視及び評価を行わなければならない。	太田クラブ	B	A	【取り組み状況】 「太田クラブ」 ・チェックは行われており、一定の責務は果たしている。 「創政クラブ」 ・委員会や本会議を通じて議論を行い監視機能を働かせている。同時に議事機関として議決を通じて政策決定している。 「公明クラブ」 ・基本的なことは取り組んでいると思われる。 「日本共産党」 ・各々の議員が各々の問題意識に基づき、一般質問や議案質疑、委員会質疑を行い、建設的な提案や苦言を呈する場面も見られるようになってきている。	1	2	「創政クラブ」 ・議決するための情報分析力、事務執行の監視や評価を行うための資質をあげていく必要がある。 「公明クラブ」 ・事務の執行について、議会軽視とも思われる事案が見受けられ、具体的にどのように監視を行うかを検討されたい。 「日本共産党」 ・議員の発言権を保障する議会運営への改善が求められる。
				創政クラブ	A		1			
				公明クラブ	A		2			
				日本共産党	C		2			
第2章 議会の責務と議員の活動原則	3条	議員の活動原則	第3条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。 (1) 調査、研究等の活動を通じ、常に自己研鑽に励み、自らの資質の向上に努めること。 (2) 議会が言論の府であり、合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。 (3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民の福祉の向上を目指すこと。 (4) 議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めること。 (5) 市民に対し積極的に説明責任を果たすこと。	太田クラブ	B	B	【取り組み状況】 「太田クラブ」 ・報告会は毎年行っているが、近年中止となっている。 ・議員立法による条例提案は行っていない。 「創政クラブ」 ・概ね取り組んでいる。しかし、(4)はできていない。 「公明クラブ」 ・概ね取り組んでいるが、4の議員立法による条例提案についてできていない。 「日本共産党」 ・個々の議員の取り組みについては、評価を差し控える。	2	2	「太田クラブ」 ・議会報告会の内容の変更(市民が参加しやすい、意見しやすく、堅苦しくないような内容) ・条例制定についての勉強会や研修への参加促進 ・地域別や議員各位でのミニ集会等での報告会等の開催 ・中学・高校への出前講座の開催 ・議員版縁台トークの開催 「創政クラブ」 ・(4)議員立法⇒議員発議または議員提案 「公明クラブ」 ・今後の議員立法による条例提案について、どのように取り組むか検討するべきと感じる。 「日本共産党」 ・(3)中の「市民の福祉の向上」を「市民の福祉の増進」とすべき。地方自治法第1条の2で「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として…」とあるため。
				創政クラブ	B		2			
				公明クラブ	B		2			
				日本共産党	C		3			

章	条	見出し	条文	会派名	評価 (会派)	評価 (決定)	評価の理由	今後の 取り組み (会派)	今後の 取り組み (決定)	今後の課題、検討事項、改正案等
4条	会派		議員は、同一の理念を有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる。 2 会派は、政策の立案、決定、提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができる。 3 議会における会派の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。	太田クラブ	B	A	【取り組み状況】 《太田クラブ》 ・会派代表者会議があり、代表だけでなく会派の中からも数名の参加が認められ、開かれたものとなっている。 《創政クラブ》 ・会派として要望書や意見書を出している。 《公明クラブ》 ・概ね取り組んでいると思う。 《日本共産党》 ・所属議員2人以上を「会派」とし、所属議員1人は「会」として、議会運営委員会や会派代表者会議、特別委員会の委員として認めていない。	2	1	《太田クラブ》 ・勉強会や研修会の開催 《日本共産党》 ・所属議員が1人の「会」も「会派」として認め、議会運営委員会や会派代表者会議、特別委員会の委員として認めることで、議会の少数意見を尊重し、議会機能の強化、議会活性化を図ることが求められる。
				創政クラブ	A		【課題・問題点】 《太田クラブ》 ・会派として政策立案が行えていない。 《公明クラブ》 ・現状では問題ないと思う。 《日本共産党》 ・所属議員が1人の「会」も「会派」として認め、議会運営委員会や会派代表者会議、特別委員会の委員として認めることで、議会の少数意見を尊重し、議会機能の強化、議会活性化を図ることが求められる。	1		
				公明クラブ	A		《日本共産党》 ・所属議員が1人の「会」も「会派」として認め、議会運営委員会や会派代表者会議、特別委員会の委員として認めることで、議会の少数意見を尊重し、議会機能の強化、議会活性化を図ることが求められる。	1		
				日本共産党	C			2		
5条	議長の権限及び役割		議長の権限及び役割については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に定めるところによる。	太田クラブ	B	A	【取り組み状況】 《日本共産党》 ・議員の任期が4年間でありながら、太田市議会では議長任期を1年間。ただし現在は議長については再任を妨げないとしているが、副議長の任期は1年間のまま。 【課題・問題点】 《太田クラブ》 ・議長選出のための選挙が行われていない。 《日本共産党》 ・議長任期を1年間としたまま再任を妨げないとするよりも、少なくとも議長任期を2年間として、議会制民主主義と本市議会基本条例に則った議会機能の強化や議会活性化に議長が取り組めるようにすることが求められる。副議長の任期についても同様。	2	1	《太田クラブ》 ・地方自治法の定めるところに準ずるよう努力していく 《日本共産党》 ・議長任期を1年間としたまま再任を妨げないとするよりも、少なくとも議長任期を2年間として、議会制民主主義と本市議会基本条例に則った議会機能の強化や議会活性化に議長が取り組めるようにすることが求められる。副議長の任期についても同様。
				創政クラブ	A			1		
				公明クラブ	B			1		
				日本共産党	B			2		
6条	議会運営の原則		議会の運営に当たっては、自律性を認識するとともに、市民の意見を把握し、市民の福祉の向上及び市政の発展に努めなければならない。 2 議会に提出された議案については、十分に審議又は審査するとともに、政策の立案、提言等に積極的に取り組むよう努めるものとする。 3 議会は、合議体であることを認識しつつ、議論を尽くさなければならない。	太田クラブ	A	A	【取り組み状況】 《創政クラブ》 ・概ねできている。 《公明クラブ》 ・基本的な点で議会運営の原則を踏まえ取り組んでいる。 《日本共産党》 ・予算審議などで苦言を呈する質疑や一定の提案がされるようになっていく。委員会での附帯決議もあった。 【課題・問題点】 《太田クラブ》 ・議案が出るのが遅いときがある。 《公明クラブ》 ・合議体であることを認識しとあるが、合議体とは数人の意見を総合して、意思決定を行う組織体とされていることを考えると議案に対してだけでなく、政策や提言についての合議体としての議論をしていくことを課題とすべきと考える。 《日本共産党》 ・質問時間をさらに保障・拡大し、委員会質疑では、自身の質疑後の他の委員の質疑やその質疑に対する答弁も認めることで、議論を深められる。	1	1	《公明クラブ》 課題・問題点において指摘した課題については、今後議論をつくし、合議体として意思決定を目指していくことが重要と考える。 《日本共産党》 「市民の福祉の向上」を「福祉の増進に」改正を。自治法の文言との整合性から。
				創政クラブ	A			1		
				公明クラブ	A			1		
				日本共産党	B			3		
第3章 議会の運営原則	7条	議会の説明責任	議会は、公正性及び透明性を維持しつつ、市民に開かれた議会を目指すとともに議会運営等に関し、市民に対して分かりやすく説明しなければならない。	太田クラブ	A	A	【取り組み状況】 《創政クラブ》 ・概ねできている。 《公明クラブ》 ・議会運営の原則を踏まえ説明責任を基本的に果たしていると考えられる。 《日本共産党》 ・議案名・件名を記載した資料を傍聴者に配布。本会議質疑動画のネット公開でも、更新が早まり、キーワード検索が充実された。 【課題・問題点】 《太田クラブ》 ・周知はしているが広報やHPだけでは見ている人が少ない様に感じる。 ・委員会の傍聴ができる事への周知が足りないのでは。 《公明クラブ》 ・コロナ禍という今までにない状況において、常に変化を求められていることもあり、今後も開かれた議会の推進すべきであると考えられる。 《日本共産党》 ・傍聴者に議案内容を分かりやすく記載した資料（委員会資料）を配布することが必要。委員会質疑の動画もインターネットで公開することで説明責任につながる。	1	1	《創政クラブ》 ・市民が傍聴しやすいように休日や夜間に議会を開催することを検討 ・市民が参加しやすい議会報告会の開催方法を検討 《公明クラブ》 ・課題・問題点にて指摘したとおり、今後も開かれた議会として説明責任を推進していくことを希望する。 《日本共産党》 ・傍聴者に議案内容を分かりやすく記載した資料（委員会資料）を配布する。さらに委員会質疑の動画もインターネットで公開する。
				創政クラブ	A			1		
				公明クラブ	A			1		
				日本共産党	B			2		

章	条	見出し	条文	会派名	評価 (会派)	評価 (決定)	評価の理由	今後の 取り組み (会派)	今後の 取り組み (決定)	今後の課題、検討事項、改正案等
	8条	議員 間討 議	議会は、言論の府であることを十分に認識し、常任委員会(委員会協議会含む)及び予算を除く特別委員会における議案審議、議会の構成等に関する事項の協議にあたっては、議員間による自由な討議を尽くして合意形成に努めるものとする。	太田クラブ	A	A	【取り組み状況】 《創政クラブ》 ・概ねできている。 《公明クラブ》 ・基本的に議員間討議の推進に努力していると考ええる。 《日本共産党》 ・議員間の自由討議の機会が増えている。	1	3	《創政クラブ》 ・審議⇒審査ではないか? 《公明クラブ》 課題・問題点に指摘したとおり、合意形成に対してこれからも推進していくべきと考ええる。 《日本共産党》 ・意見書や決議においても議員間の自由討議の機会を拡大する。
				創政クラブ	A		【課題・問題点】 《公明クラブ》 ・議員間討議、自由討議と推進しているが合意形成のために今一度推進すべきと考ええる。 《日本共産党》 ・意見書や決議においても議員間の自由討議の機会を拡大する。	1		
				公明クラブ	A		《日本共産党》 ・意見書や決議においても議員間の自由討議の機会を拡大する。	2		
				日本共産党	B			3		
	9条	市民 との 関係	議会は、市政に対する市民の意向の把握及び多様な広報媒体を用いた市民への情報提供に努めるものとする。 2 議会は、原則として会議を公開するものとする。	太田クラブ	A	B	【取り組み状況】 《太田クラブ》 ・広報、ホームページ、会派ごと等の議会便り等で行っている。 《創政クラブ》 ・広報媒体として、議会だよりと議会のホームページで情報提供をしている。ただし、市民の意向の把握は行っていない。 《公明クラブ》 ・概ね実行されていると考ええる。 《日本共産党》 ・議員ごとの議案への賛否の態度をホームページで公開。議案名・件名を記載した資料を傍聴者に配布。	2	2	《太田クラブ》 ・委員会のインターネット中継を行ってどうか? ・議会だよりを広報とは別で内容を充実させて年数回発行してどうか? 《創政クラブ》 ・SNS等を活用することで、情報発信と意見の把握が可能となる。 ・パブリックコメントの活用。 《公明クラブ》 ・さらに工夫し情報提供に推進するべきと考ええる。 《日本共産党》 ・傍聴者に議案の内容を分かりやすく記載した資料(委員会資料)を配布する。ホームページでも委員会資料を公開する。 ・議会広報にも議員ごとの議案への賛否の態度を掲載する。
				創政クラブ	B		【課題・問題点】 《太田クラブ》 ・委員会の内容等の情報提供が足りないのでは? ・議会だよりの内容を充実してはどうか? 《公明クラブ》 ・コロナ禍による傍聴については、感染予防を徹底し、インターネットのさらなる活用などの推進をするべきと考ええる。 《日本共産党》 ・傍聴者に配布しているのは議案名や件名を記載した資料。ホームページにも同様の掲載。	2		
				公明クラブ	A			1		
				日本共産党	B			2		
第4章 市民 と議 会と の 関係	10条	議 会 報 告 会	議会は、議会活動の報告及び市政に関する課題について市民と意見交換を行う場として、議会報告会を開催するものとする。 2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。	太田クラブ	A	B	【取り組み状況】 《太田クラブ》 ・議会報告会の開催は行っている。 《創政クラブ》 ・毎年、実施している。 《公明クラブ》 ・議会報告会・意見交換会を重ねて行ってきたが、コロナ禍という事態に鑑み開催を中止した。 《日本共産党》 ・現在は新型コロナウイルス感染症の拡大で開催を中止しているが、それまでは開催回数・会場を増やししながら、開催方法も試行錯誤しながら検討を重ねている。	2	2	《太田クラブ》 ・出前での議会報告会はどうか? 《創政クラブ》 ・開催方法には検討の余地がある。 《公明クラブ》 ・未開催の状況を踏まえネットを使った市民との意見交換を考えていくことが必要と考ええる。 《日本共産党》 ・開催回数・会場の拡大。開催方法にさらに工夫を凝らし、市民からの意見聴取の時間を保障する。オンライン開催。 ・議会広報の発行回数・内容充実で市民の声を吸い上げる取り組みなど。
				創政クラブ	A			2		
				公明クラブ	B		【課題・問題点】 《太田クラブ》 ・参加者が少ない、参加者がいつも一緒等、開催時間や曜日、報告会の内容を考える必要がある。 《創政クラブ》 ・2項の見直し(開催回数) 《公明クラブ》 コロナ禍における、議会報告会・意見交換会の開催断念について検討を行い、この状況下においても議会報告のできることを推進を検討されたい。	2		
				日本共産党	B		《日本共産党》 ・開催回数・会場、開催方法にさらに工夫を凝らす。オンライン開催など。 ・議会広報の発行回数・内容充実で市民の声を吸い上げる取り組みなど。以上の点で充実が求められる。	2		
	11条	請 願 及 び 陳 情	議会は、請願及び陳情を適切かつ誠実に取り扱うものとする。 2 請願及び陳情の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。	太田クラブ	A	A	【取り組み状況】 《創政クラブ》 ・陳情も議会運営委員会で、個別に取り扱いを判断している。 《公明クラブ》 ・請願及び陳情についての取り扱いは基本的には誠実な対応を行っていると考ええる。 《日本共産党》 請願者・陳情者の意見を直接聴取する機会がない。	1	1	《日本共産党》 ・請願者・陳情者の意見を直接聴取する機会を設ける。 ・請願者・陳情者からの質問にも直接答える機会を設ける。
				創政クラブ	A			1		
				公明クラブ	A		【課題・問題点】 《創政クラブ》 ・請願と陳情は、考え方と取り扱いを分けることを徹底する。 《日本共産党》 同上。	1		
				日本共産党	B			2		

章	条	見出し	条文	会派名	評価 (会派)	評価 (決定)	評価の理由	今後の 取り組み (会派)	今後の 取り組み (決定)	今後の課題、検討事項、改正案等
第5章 市長等と議会との関係	12条	市長等と議会	議会は、市長等と常に緊張感のある関係を保持し、その事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策の立案、提言等を通じて、市政の発展に取り組むものとする。	太田クラブ	A	A	【取り組み状況】 《太田クラブ》 ・行うことができている。 《創政クラブ》 ・概ねできている。 《公明クラブ》 概ね実行されていると考える。 《日本共産党》 ・質問や討論で建設的な提案や苦言を呈する議員も増えているが、議会全体としては、監視機能を発揮しきっているとは言えない。	1	2	《創政クラブ》 ・政策提言のプロセスを検討する。 《日本共産党》 ・会の議員も含めて質問時間を保障する。 ・執行者にはわかりやすい説明資料を求める。
				創政クラブ	A		【課題・問題点】 《創政クラブ》 政策の立案、提言等をしたことはあるが、件数が少ない。 《公明クラブ》 より議会及び議員において政策立案・提言を推進するべきと考える。 《日本共産党》 議会の監視機能を十二分に発揮するには、質問時間を保障することが重要。	2		
				公明クラブ	A		《公明クラブ》 基本的なことは努力されているとは思える。 《日本共産党》 ・議会全体としても、説明責任を果たすよう市長に求めつくしているとは言えない。	1		
				日本共産党	C		《日本共産党》 ・事業費が多額になるものほど議会への説明が不十分。	2		
	13条	市長等と議会の関係	議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点及び争点を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求めることができる。 (1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 市民参加の有無及びその内容 (4) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討 (5) 総合計画における根拠又は位置づけ (6) 政策等の実施に係る財政措置 (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト	太田クラブ	A	A	【取り組み状況】 《創政クラブ》 概ねできている。 《公明クラブ》 基本的なことは努力されているとは思える。 《日本共産党》 ・議会全体としても、説明責任を果たすよう市長に求めつくしているとは言えない。	1	1	《日本共産党》 議会への説明が不十分。議会全体としても、説明責任を果たすよう市長に求めつくす。
				創政クラブ	A		【課題・問題点】 《公明クラブ》 詳細な説明とされながら、条文にあるような説明はされていないかとの意見もあった。 《日本共産党》 ・事業費が多額になるものほど議会への説明が不十分。	1		
				公明クラブ	A		《日本共産党》 ・事業費が多額になるものほど議会への説明が不十分。	1		
				日本共産党	C		《日本共産党》 ・事業費が多額になるものほど議会への説明が不十分。	2		
	14条	予算の確保	議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。	太田クラブ	A	A	【取り組み状況】 《太田クラブ》 予算の確保はできている。 《創政クラブ》 概ねできている。 《公明クラブ》 予算確保に努力していると考え 《日本共産党》 タブレットの導入。	1	2	《太田クラブ》 議員運営費や事務局運営費の見直しを他市の例を参考にしながら定期的に見直しをしても良いのではないかと。 《創政クラブ》 予算折衝を有利に進めるための準備を検討する。 《日本共産党》 ・議会機能を強化するためには、調査活動を強化することが重要。政務活動費の増額が課題。 【改正案】 「機能強化とその責任を果たすため」と改正する。
				創政クラブ	A		【課題・問題点】 《創政クラブ》 計画的な予算確保ができていなかった。 《公明クラブ》 議場改修など 《日本共産党》 ・新型コロナウイルス感染症の拡大によって、視察が思うようにできない現状がある。しかし議会機能を強化するためには、調査活動を強化することが重要。政務活動費の増額が課題。	2		
				公明クラブ	A		《公明クラブ》 議場改修など 《日本共産党》 ・新型コロナウイルス感染症の拡大によって、視察が思うようにできない現状がある。しかし議会機能を強化するためには、調査活動を強化することが重要。政務活動費の増額が課題。	1		
				日本共産党	B		《日本共産党》 ・新型コロナウイルス感染症の拡大によって、視察が思うようにできない現状がある。しかし議会機能を強化するためには、調査活動を強化することが重要。政務活動費の増額が課題。	3		
15条	議決事件の拡大	法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、市民の負託に応える市政運営が実現できるよう、別に定める。	太田クラブ	A	A	【取り組み状況】 《太田クラブ》 別に総合計画基本構想が定められている。 《創政クラブ》 概ねできている。 《公明クラブ》 総合計画などの議決などに取り組んでいる。	1	1	《日本共産党》 ・過去に縮小した議決事件の範囲の回復。 ・専決処分を可能な限り抑制し、臨時議会を開催して議案審査を行うようにする。	
			創政クラブ	A		《日本共産党》 ・過去に縮小した議決事件の範囲の回復。	1			
			公明クラブ	A		《日本共産党》 ・過去に縮小した議決事件の範囲の回復。	1			
			日本共産党	C		《日本共産党》 ・過去に縮小した議決事件の範囲の回復。	2			

章	条	見出し	条文	会派名	評価 (会派)	評価 (決定)	評価の理由	今後の 取り組み (会派)	今後の 取り組み (決定)	今後の課題、検討事項、改正案等
	20条	他の議会との連携	議会は、他の地方公共団体の議会との連携を推進し、独自に又は共同して、時代に即した議会のあり方についての調査研究を行うものとする。	太田クラブ	A	B	【取り組み状況】 《太田クラブ》 両毛6市議員懇談会等を通して他の地方自治体との連携や研修を通して調査研究することができている 《創政クラブ》 両毛六市や視察などを実施している 《公明クラブ》 今までは、本委員会及び議会運営委員会にて視察を行い先進地へ出向き調査研究していた。 《日本共産党》 議会間の連携といえる取り組みはできていない。	1	3	《太田クラブ》 オンラインを積極的に活用し、いつでも連携しながら調査研究ができるように他自治体とも協議、準備が必要 《創政クラブ》 20条の再考が必要では？ 《公明クラブ》 課題・問題点に挙げた通り、他議会との連携し、学び研究し推進して行きたい。 《日本共産党》 他の議会との意見交換を行い、そこでの議論に基づき、新たな課題を明らかにしながら対応を研究することが求められる。
				創政クラブ	A		【課題・問題点】 《太田クラブ》 ・コロナ禍のため中止となってしまっている。 ・オンライン等でのミーティング等を活用できていない 《創政クラブ》 規定の必要性を再考する 《公明クラブ》 コロナ禍の中、視察ができなくなったことにより、他自治体に学ぶことができなかった。今後はコロナの状況による視察し、また学びの場を得て推進したい。	1		
				公明クラブ	B		《日本共産党》 他の議会との意見交換を行い、そこでの議論に基づき、新たな課題を明らかにしながら対応を研究することが求められる。	2		
				日本共産党	C					
第8章 議員の政治倫理、身分及び処遇	21条	議員の政治倫理	議員は、市民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、議員として、その使命の達成に努めなければならない。 2 議員は、太田市議会議員政治倫理条例(平成26年太田市条例第46号)を遵守しなければならない。	太田クラブ	A	A	【取り組み状況】 《太田クラブ》 取り組んでいる 《創政クラブ》 概ねできている。 《公明クラブ》 各議員が其々使命達成に努め倫理条例を遵守しているのではないかと考える。 《日本共産党》 21条に基づき責務を果たしていると思われる。	1	1	《太田クラブ》 太田市議会議員政治倫理条例の中に服装や身なり(クールビズ等、毎年、取り組まれる内容)については追記しても良いのではないかと。 《公明クラブ》 今後も使命の達成に努め、倫理条例の遵守に努めたい。 《日本共産党》 今後も全議員が市民との信頼関係を一層深められるように努力を継続する。
				創政クラブ	A		【課題・問題点】 《公明クラブ》 特に現状なし。 《日本共産党》 今後も全議員が市民との信頼関係を一層深められるように努力を継続する。	1		
				公明クラブ	A					
				日本共産党	A					
	22条	議員定数	議員定数は、太田市議会議員定数条例(平成20年太田市条例第36号)で定めるところによる。	太田クラブ	A	A	【取り組み状況】 《公明クラブ》 特になし。 《日本共産党》 現行定数からの削減案は出されていない。	1	1	《太田クラブ》 議員定数条例には定数のみで見直し等についての規定がない。人数を決めた根拠、人口比率等によるものなのか、どうなのか？見直しの機会を検討する可能性も今後出てくるのではないかと。 《公明クラブ》 特になし。 《日本共産党》 現行定数からの削減はしない。
				創政クラブ	A					
				公明クラブ	A		【課題・問題点】 《公明クラブ》 特になし。 《日本共産党》 現行定数からの削減はしない。	1		
				日本共産党	A					
	23条	議員報酬等	議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当は、太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成21年太田市条例第51号)で定めるところによる。 2 議員が、議会の諸会議を長期間にわたり欠席した場合は、太田市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例(平成25年太田市条例第44号)の定めるところにより、当該議員の議員報酬の月額又は期末手当の額を減じて支給するものとする。	太田クラブ	A	A	【取り組み状況】 《創生クラブ》 出来ている。 《公明クラブ》 特になし。	1	1	《太田クラブ》 以前、議員定数が削減された時も報酬は変わらなかったが、今後、定数を削減する際には議員報酬等の特例に関する条例の改定(増額すること)を検討しても良いのではないかと？ 《公明クラブ》 特になし。
				創政クラブ	A					
				公明クラブ	A		【課題・問題点】 《公明クラブ》 特になし。	1		
				日本共産党	A					

章	条	見出し	条文	会派名	評価 (会派)	評価 (決定)	評価の理由	今後の 取り組み (会派)	今後の 取り組み (決定)	今後の課題、検討事項、改正案 等
第9章 議会事務局の体制整備	24条	議会事務局	議会は、議会の政策立案、監視、調査等の機能を補助させ、議会の事務を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の充実及び強化を図るものとする。 2 議長は、議会事務局の職員(以下「職員」という。)の任命権の重要性を認識し、職員の専門的知識の習得及び資質の向上を図るため、職員の研修の充実に努めるものとする。	太田クラブ	A	B	【取り組み状況】 《太田クラブ》 現状の議長の権限は必要であり、継続していく。 《創政クラブ》 概ねできている。 《公明クラブ》 議会事務局の充実について、政策立案などの機能に対しては課題を残していると考え。また、職員の研修については議員としては、把握していない。 《日本共産党》 ICTの活用や議会機能の強化に向けた議会・議員活動のサポート体制が充実されてきた。	1	2	《太田クラブ》 実情では執行者側からの提案に対して議長が決定している状況。全体的なバランスもあるため、議長を通して議会の要望を達言していく必要はある 《公明クラブ》 今後もこの条文の通りの補助機能を発揮するべく取り組みを推進されたい。 《日本共産党》 議会事務局職員のスキルアップの機会を充実・保障する。
				創政クラブ	A			1		
				公明クラブ	B			1		
				日本共産党	B			2		
25条	議会図書室	議会は、議員の政策立案能力の向上のため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。 2 議会図書室の管理については、別に定める。	太田クラブ	A	A	【取り組み状況】 《創政クラブ》 概ねできている。 《公明クラブ》 基本的な取り組みは達成されている。 《日本共産党》 新聞についてはおおむね主要全国紙を置き、書籍についても、行政課題をテーマにしたものを置くようにはなった。	1	1	《公明クラブ》 特になし。 《日本共産党》 広範な視点で書かれた書籍を置くことが求められる。	
			創政クラブ	A			1			
			公明クラブ	A			1			
			日本共産党	B			2			
第10章 条例の検討と見直し	26条	条例の検討と見直し	議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。	太田クラブ	A	A	【取り組み状況】 《太田クラブ》 本特別委員会を含め検討を行っている。 《創政クラブ》 現在、実施中 《公明クラブ》 本特別委員会にて検討見直しをされている。 《日本共産党》 議会改革調査特別委員会などで折に触れて基本条例に立ち返りながら議論をし、現在検証中である。	3	1	《太田クラブ》 今回の検証で出された課題等に対して変更を行っていくにはもう少し検討と時間が必要。 《公明クラブ》 現状は今回の作業をしっかりとやりたい。今後については、随時検証し改正することも検討する必要がある。 《日本共産党》 前案までについて、議論を重ねたうえで必要な改正が求められる。
				創政クラブ	A			1		
				公明クラブ	A			1		
				日本共産党	A			1		
						【課題・問題点】 《日本共産党》 列挙すべきものはない。				